

第2次沖縄県新型コロナウイルスワクチン接種基本方針

令和3年12月16日 知事決定

1 本方針策定の意義

沖縄県は、令和3年8月に策定した「沖縄県新型コロナウイルスワクチン接種基本方針」で、県と市町村が連携し、10月末までに全人口の70%への1回目の接種に取り組んできたところ、11月末現在の沖縄県の接種率は、1回目が68.7%、2回目が67.3%となっており、希望する接種対象者に対しては、おおむね接種を終了している。

一方、感染予防及び重症化予防の観点から、初回接種（1・2回目接種）を継続するとともに、追加接種（3回目接種）の機会を提供することが重要である。

そのため、新たに基本方針を定め、県と市町村の連携のもと、県内におけるワクチン接種を円滑に推進する。

2 ワクチン接種の目的

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルスによる感染を抑え込み、安全安心な島沖縄を一日も早く取り戻し、県民生活と経済に活気を取り戻すためには、感染症対策の最大の切り札となるワクチン接種を早急に行うことが重要である。

3 ワクチン接種対象者及び接種方法

(1) 接種対象者^注

12歳以上の全県民 約128万7千人
うち高齢者 約33万2千人

(注) 接種対象者は、令和3年1月1日時点の住民基本台帳の人数

(2) 接種方法

ア 市町村

医療機関又はそれ以外の接種会場を確保し接種を行うほか、医療機関による高齢者施設等への巡回接種を行う。

イ 県

市町村と連携し、接種を促進するとともに、市町村による接種を補完するため、広域ワクチン接種センター等を設置し接種を行う。

ウ 職域接種

職域（大学等を含む）単位でワクチンの接種を行う。

4 基本的な考え方

(1) 初回接種

令和3年12月以降、今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、接種体制を整備し、引き続きワクチン接種を行う。

小児（5歳から11歳）へのワクチン接種は、国が接種を承認した場合、接種体制を整備し、ワクチン接種を開始する。

(2) 追加接種

令和3年12月以降、初回接種終了から原則8か月以上経過した18歳以上の者を対象に、初回接種に用いたワクチンの種類に関わらずmRNAワクチン^注を使用し、順次追加接種を行う。

また、重症化及びクラスター発生のリスク等を勘案し、高齢者施設等は、積極的に接種を推進する。

なお、今後国から新たな方針等が示された場合は、当該方針に従い実施するものとする。

(注) mRNAワクチンとは、ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチン。ただし、当面はファイザー社製ワクチンを使用する。

5 都道府県、市町村及び企業等（職域接種）の主な役割

(1) 都道府県の役割

ア 地域の卸業者等との調整

イ 市町村事務に係る調整

ウ 医療従事者等への接種体制の確保

エ 高齢者施設の入所者等への接種体制の構築（市町村への協力）

オ 専門的相談体制の確保

カ 市町村等へのワクチン等の割り当て

キ モデルナ社ワクチン及びアストラゼネカ社ワクチンの接種機会の確保

(2) 市町村の役割

ア 医療機関等との委託契約、接種費用の支払

イ 医療機関以外の接種会場の確保等

ウ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

エ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築

オ 健康被害救済の申請受付、給付

カ 接種実施医療機関等へのワクチン等の割り当て

(3) 企業等（職域接種）の役割

ア 職域接種の要件

(ア) 医師、看護師等の医療従事者及び事務スタッフ等の人員確保

(イ) 会場及び必要な備品等の確保

(ウ) 企業内職域接種の準備及び実施のための体制確保

(エ) 原則1,000回以上の接種実施

(厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」参照)

6 県の取組

(1) 市町村支援

- ア 国と市町村間のリエゾンの役割（ワクチン確保、補助金等）
- イ 市町村の進捗状況の管理及び助言等
- ウ 接種会場及び医療従事者確保の支援
- エ 広域的な調整
- オ 専門的相談コールセンターの設置運営

(2) 広域ワクチン接種センター等の設置運営

ア 沖縄県モデルナワクチン接種センターの設置運営

(ア) 目的

令和3年12月以降も、モデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種機会を継続して提供するため、「沖縄県モデルナワクチン接種センター」を設置し、市町村と連携して接種の促進を図る。

(イ) 設置場所及び期間

沖縄県立武道館（錬成道場） 令和3年12月3日（金）から当分の間

(ウ) 対象者

原則、沖縄県に居住するモデルナ社製ワクチン及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種を1回のみ接種した者又は1回もワクチン接種を受けていない者で、次の者を対象とする。

- ① モデルナ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行された接種券を有する満12歳以上の者
- ② アストラゼネカ社製ワクチンを希望する者のうち、市町村から発行された接種券を有する40歳以上（特に必要がある場合は18歳以上）の者。

イ 広域ワクチン接種センターの設置運営

ア以外の追加接種に係るワクチン接種センターの設置運営等は、国の動向及び市町村の接種状況等を勘案し、検討する。

(3) 職域接種支援

申請等に係る問い合わせの対応、助言等

(4) 情報等の発信

ワクチン接種の効果や副反応等に関する正確な情報を発信するなど、接種に前向きとなるような取組みを行う。

7 工程

(別表参照)

別表

ワクチン接種の工程表

実施主体	接種時期 (初回接種(2回目)終了時期)	R3.12月 (R3.4月)	R4.1月 (R3.5月)	R4.2月 (R3.6月)	R4.3月 (R3.7月)	R4.4月 (R3.8月)	R4.5月 (R3.9月)	R4.6月 (R3.10月)	R4.7月 (R3.11月)	R4.8月 (R3.12月)	R4.9月 (R4.1月)
	県内接種対象者(約128.7万人)										
市町村	1 初回接種(1・2回目接種)	接種を希望する者及び新たに接種対象となる者									
	2 追加接種(3回目接種) 初回接種終了から原則8か月以上経過した者										
	医療従事者	[Progress bar from R3.5 to R4.1]									
	高齢者及びその他の者	[Progress bar from R3.5 to R4.1]									
県	ワクチン接種センター										
	沖縄県モデルナワクチン接種センター 初回接種(1・2回目接種)	モデルナ社製及びアストラゼネカ社製ワクチンの接種を希望する者等									
	広域ワクチン接種センター	※国の動向や、市町村の接種状況等を勘案し、設置運営を検討する。									
企業等	職域接種		地域負担の軽減及び 接種の加速化	[Progress bar from R3.5 to R4.1]							